

伊勢市公報

第470号
令和7年6月5日
木曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	2
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則	4
教育委員会規則	
○ 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則	7
公平委員会規則	
○ 公平審理の手続等に関する細則の一部を改正する規則	10
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	12
告 示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 指定納付受託者の指定について	18
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	19
○ 指定居宅介護支援事業者の廃止について	20
○ 地籍調査の実施について	21
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	22
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	23
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	24
選挙管理委員会告示	
○ 選挙人名簿の登録を行う日の変更について	25
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	26
公 告	
○ 定期の予防接種の実施について	27
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	39
○ パブリックコメントの結果公表について	40
正 誤	41

伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者
の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 22 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第27号

伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年伊勢市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（指定等の標示）

第2条 支援法第51条の20第1項又は福祉法第24条の28第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

2 前項の規定は、支援法第51条の21第2項において準用する支援法第51条の20第1項又は福祉法第24条の29第4項において準用する福祉法第24条の28第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

（再開等の届出）

第3条 支援法第51条の25第3項若しくは第4項又は福祉法第24条の32各項の規定による届出（変更に係るものを除く。）は、廃止・休止・再開届出書（別記様式）により行うものとする。

第4条中「前2条の規定による指定又は」を「支援法第51条の20第1項若しくは福祉法第24条の28第1項の規定による指定をし、支援法第51条の21第1項若しくは福祉法第24条の29第1項の規定による指定の更新をし、又は支援法第51条の25第3項若しくは第4項若しくは福祉法第24条の32各項の規定による」に改める。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
及び伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第28号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

(伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年伊勢市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 留置施設に留置されてこの規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）

若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行を受けている者に対する第1条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号及び第2条の規定による改正後の伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第2条第1号の規定の適用については、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 23 日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

伊勢市教育委員会規則第5号

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育メディア課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公平審理の手續等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 20 日

伊勢市公平委員会委員長 齋 藤 平

伊勢市公平委員会規則第 1 号

公平審理の手續等に関する細則の一部を改正する規則

公平審理の手續等に関する細則（平成18年伊勢市公平委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 9 号の 2、様式第 9 号の 3、様式第13号、様式第15号及び様式第 17号中「懲役」を「拘禁刑」に、「10万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、様式第 9 号の 2、様式第 9 号の 3、様式第13号、様式第15号及び様式第17号の改正規定（「10万円」を「100万円」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 5 号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 の表固定負債の部企業債の款建設改良費等企業債の項中「第12条」の次に「及び附則第 8 条」を加え、「公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費」を「建設改良費に準ずる経費」に改める。

別表第 2 の 4 の表固定負債の部企業債の款建設改良費等企業債の項中「(建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 117 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 7 年 4 月 24 日 午前 9 時	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	5 台
〃	令和 7 年 4 月 24 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	5 台
〃	令和 7 年 4 月 24 日 午後 1 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	6 台
〃	令和 7 年 5 月 8 日 午後 1 時 30 分	伊勢市岩淵 2 丁目地内	2 台
計			18 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内又は伊勢市御薮町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 118 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
小木町から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 7 年 5 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 奥 野 幹 彦

省略

変更後 道 端 良 一

省略

伊勢市告示第 119 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東大淀町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 5 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 西 村 行 春

省略

変更後 森 治 行

省略

伊勢市告示第 120 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、アマゾンジャパン合同会社が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 5 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒 1 丁目 8 番 1 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 7 年 5 月 1 日
- 4 指定期間
令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 121 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中島旭町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 5 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 浦 田 晴 記

省略

変更後 株 戸 毅

省略

伊勢市告示第 122 号

指定居宅介護支援事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 5 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

あいは一と有限会社

2 廃止する事業所の名称及び所在地

名 称 あいは一と居宅介護支援事業所

所在地 伊勢市尾上町 1 番 21 号

3 廃止の届出の受理をした年月日

令和 7 年 5 月 1 日（事業所廃止年月日：令和 7 年 6 月 30 日）

4 サービスの種類

居宅介護支援

伊勢市告示第 123 号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、
地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示しま
す。

令和 7 年 5 月 27 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 事業計画が定められた年月日

令和 7 年 5 月 9 日

- 2 調査を実施する者の名称

伊勢市

- 3 調査地域

神久 5、高向①、高向②、高向③及び桜木

- 4 調査期間

令和 7 年 5 月 27 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 124 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
六軒屋自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 5 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 上 田 敏 幸

省略

変更後 木 村 麻 男

省略

伊勢市告示第 125 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
八日市場町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 5 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 鎌 田 明 彦

省略

変更後 慶 谷 祥 彦

省略

伊勢市告示第 126 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
宮町自治連合会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 7 年 5 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 森 上

省略

変更後 横 橋 良 一

省略

伊勢市選挙管理委員会告示第 5 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、同法第 22 条第 1 項本文に規定する選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更します。

令和 7 年 5 月 1 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

1 登録日 令和 7 年 6 月 2 日

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 7 年 5 月 16 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

令和 7 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 7 年 6 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
藤里町、磯町及び二見町光の街の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 26 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 5 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 A 類予防接種の種類及び対象者の範囲

疾病	予防接種の対象者
ジフテリア	(1) 生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者 (2) 11 歳以上 13 歳未満の者
百日せき	生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者
急性灰白髄炎	生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者
麻疹	(1) 生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者 (2) 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん	(1) 生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者 (2) 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期

		に達する日の前日までの間にあるもの
日本脳炎		(1) 生後 6 月から生後 90 月に至るまでの間にある者 (2) 9 歳以上 13 歳未満の者
破傷風		(1) 生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者 (2) 11 歳以上 13 歳未満の者
結核		1 歳に至るまでの間にある者
H i b 感染症		生後 2 月から生後 60 月に至るまでの間にある者
肺炎球菌感染症 (小児がかかるもの に限る。)		生後 2 月から生後 60 月に至るまでの間にある者
ヒトパピローマウイルス感染症		(1) 12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 (2) 平成 9 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子であって、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において、少なくとも 1 回以上左欄に掲げる疾病の予防接種を受けたもの
水痘		生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者
B 型肝炎		1 歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染 症	ロタリッ クス	生後 6 週に至った日の翌日から、生後 24 週に至る日の翌日までの間にある者
	ロタテッ	生後 6 週に至った日の翌日から、生後 32 週に至る

	ク	日の翌日までの間にある者
--	---	--------------

2 B類予防接種の種類及び対象者の範囲

種類	対象者
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生生活活動が極度に制限される程度の障害又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの
带状疱疹	(1) 令和7年3月31日において100歳以上の者及び令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの

3 予防接種を行う期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所は、次のとおりです。

(1) A類予防接種を行う医療機関

医療機関名	住所
荒木内科循環器科	伊勢市西豊浜町 5444 番地
伊勢志摩レディースクリニック	伊勢市黒瀬町 671 番地 20

いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町 6 番 7 号
MG 糖尿病・内分泌・甲状腺クリニック	伊勢市勢田町 431 番地
おざき内科クリニック	伊勢市御薊町高向 686 番地 27
越智医院	伊勢市小俣町明野 726 番地 1
小野循環器科・内科	伊勢市御薊町長屋 2181 番地
かんだ小児科	伊勢市宮後 3 丁目 2 番 10 号
さかとか小児科	伊勢市小木町 512 番地 1
清水内科	伊勢市神田久志本町 1648 番地
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地
鈴木小児科クリニック	伊勢市岩淵 2 丁目 8 番 38 号
玉石産婦人科	伊勢市御薊町長屋 2049 番地
徳田ファミリークリニック	伊勢市倭町 132 番地
永井こどもクリニック	伊勢市八日市場町 5 番 20 号
なかむらクリニック	伊勢市一之木 4 丁目 1 番 41 号
ながや内科クリニック	伊勢市船江 3 丁目 3 番 9 号
西山クリニック	伊勢市一之木 2 丁目 11 番 18 号
畠中医院	伊勢市大湊町 862 番地
花田小児科医院	伊勢市中島 2 丁目 6 番 13 号
はまぐち内科クリニック	伊勢市上地町 4210 番地 3
東谷医院	伊勢市神久 5 丁目 7 番 56 号
ふじさとこどもクリニック	伊勢市藤里町 671 番地 17
まつだこどもクリニック	伊勢市桜木町 85 番地 180
まつもとクリニック	伊勢市黒瀬町 1215 番地
村松有滝診療所	伊勢市村松町 3294 番地 15

森本内科・循環器科	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 2 号
やまなかこどもクリニック	伊勢市小俣町相合 480 番地
山本医院	伊勢市二見町溝口 401 番地 1
山本内科クリニック	伊勢市津村町 792 番地 1

(2) B 類予防接種（肺炎球菌感染症）を行う医療機関

医療機関名	住所
あけの脳神経内科クリニック	伊勢市小俣町明野 1102 番地 6
荒木内科循環器科	伊勢市西豊浜町 5444 番地
石橋外科内科	伊勢市河崎 2 丁目 17 番 11 号
いせ在宅医療クリニック	伊勢市御薊町高向 927 番地
伊勢志摩レディースクリニック	伊勢市黒瀬町 671 番地 20
伊勢田中病院	伊勢市大世古 4 丁目 6 番 47 号
いせはまごうくらた内科	伊勢市黒瀬町 690 番地 2
伊勢ひかり病院	伊勢市御薊町高向 810 番地 1
いせ山川クリニック	伊勢市小木町 557 番地
伊勢リウマチハンドクリニック	伊勢市勢田町 569 番地 2
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町 6 番 7 号
岩田医院	伊勢市二俣 1 丁目 4 番 16 号
海野内科	伊勢市浦口 2 丁目 2 番 13 号
MG 糖尿病・内分泌・甲状腺クリニック	伊勢市勢田町 431 番地
おおやまだクリニック	伊勢市神久 2 丁目 1 番 15 号
おざき内科クリニック	伊勢市御薊町高向 686 番地 27
越智医院	伊勢市小俣町明野 726 番地 1
小野循環器科・内科	伊勢市御薊町長屋 2181 番地

かとうクリニック	伊勢市一之木 4 丁目 5 番 36 号
角前胃腸科医院	伊勢市藤里町 698 番地 15
亀谷内科胃腸科	伊勢市岩淵 1 丁目 13 番 3 号
かんだ小児科	伊勢市宮後 3 丁目 2 番 10 号
木村クリニック	伊勢市船江 1 丁目 2 番 38 号
久保内科診療所	伊勢市一之木 3 丁目 5 番 13 号
倉田医院	伊勢市常磐 2 丁目 6 番 20 号
外宮の杜クリニック	伊勢市岡本 3 丁目 14 番 17 号
小林胃腸科内科	伊勢市馬瀬町 1007 番地
清水内科	伊勢市神田久志本町 1648 番地
鈴木小児科クリニック	伊勢市岩淵 2 丁目 8 番 38 号
高見内科	伊勢市岡本 1 丁目 4 番 28 号
宅間内科	伊勢市船江 3 丁目 6 番 18 号
玉石産婦人科	伊勢市御薊町長屋 2049 番地
堤内科クリニック	伊勢市西豊浜町 87 番地
でぐち内科クリニック	伊勢市二見町荘 2141 番地
寺田クリニック	伊勢市小木町 260 番地 1
寺田外科医院	伊勢市一志町 3 番 13 号
寺村内科クリニック	伊勢市中之町 72 番地 1
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9 番 21 号
徳田ファミリークリニック	伊勢市倭町 132 番地
なかむらクリニック	伊勢市一之木 4 丁目 1 番 41 号
ながや内科クリニック	伊勢市船江 3 丁目 3 番 9 号
西井耳鼻咽喉科	伊勢市一志町 7 番 1 号
西山医院	伊勢市宇治浦田 2 丁目 4 番 74 号

西山クリニック	伊勢市一之木 2 丁目 11 番 18 号
ハートクリニック福井	伊勢市御菌町長屋 1997 番地 1
橋上内科皮フ泌尿器科医院	伊勢市岩淵 2 丁目 2 番 3 号
畠中医院	伊勢市大湊町 862 番地
はまぐち内科クリニック	伊勢市上地町 4210 番地 3
東谷医院	伊勢市神久 5 丁目 7 番 56 号
東山胃腸科内科	伊勢市小俣町元町 1159 番地 2
藤井整形外科クリニック	伊勢市楠部町乙 139 番地 2
ふじわらクリニック	伊勢市常磐 1 丁目 15 番 10 号
堀胃腸科医院	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 1 号
ほりぐち内科ハートクリニック	伊勢市小俣町元町 496 番地
松葉内科	伊勢市本町 5 番 13 号
まつもとクリニック	伊勢市黒瀬町 1215 番地
宮村医院	伊勢市河崎 1 丁目 4 番 30 号
村松有滝診療所	伊勢市村松町 3294 番地 15
森本内科・循環器科	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 2 号
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77 番地
やまなかこどもクリニック	伊勢市小俣町相合 480 番地
やまむら内科内視鏡クリニック	伊勢市一之木 4 丁目 2 番 44 号
山本医院	伊勢市二見町溝口 401 番地 1
山本内科クリニック	伊勢市津村町 792 番地 1
由井医院	伊勢市岩淵 2 丁目 7 番 12 号
和気ペインクリニック	伊勢市岩淵 2 丁目 2 番 18 号

(3) B 類予防接種（帯状疱疹）を行う医療機関

医療機関名	住所
-------	----

あけの脳神経内科クリニック	伊勢市小俣町明野 1102 番地 6
荒木内科循環器科	伊勢市西豊浜町 5444 番地
石橋外科内科	伊勢市河崎 2 丁目 17 番 11 号
伊勢外宮前クリニック	伊勢市宮後 1 丁目 6 番 10 号
いせ在宅医療クリニック	伊勢市御薊町高向 927 番地
伊勢志摩レディースクリニック	伊勢市黒瀬町 671 番地 20
伊勢田中病院	伊勢市大世古 4 丁目 6 番 47 号
いせはまごうくらた内科	伊勢市黒瀬町 690 番地 2
伊勢ひかり病院	伊勢市御薊町高向 810 番地 1
いせ山川クリニック	伊勢市小木町 557 番地
伊勢リウマチハンドクリニック	伊勢市勢田町 569 番地 2
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町 6 番 7 号
岩田医院	伊勢市二俣 1 丁目 4 番 16 号
うめだクリニック	伊勢市小木町 520 番地 1
海野内科	伊勢市浦口 2 丁目 2 番 13 号
MG 糖尿病・内分泌・甲状腺クリニック	伊勢市勢田町 431 番地
大西皮ふ科	伊勢市岡本 3 丁目 16 番 1 号
おおやまだクリニック	伊勢市神久 2 丁目 1 番 15 号
おざき内科クリニック	伊勢市御薊町高向 686 番地 27
越智医院	伊勢市小俣町明野 726 番地 1
小野循環器科・内科	伊勢市御薊町長屋 2181 番地
小原産婦人科	伊勢市宮後 1 丁目 5 番 3 号
かとうクリニック	伊勢市一之木 4 丁目 5 番 36 号
角前胃腸科医院	伊勢市藤里町 698 番地 15

亀谷内科胃腸科	伊勢市岩淵 1 丁目 13 番 3 号
河口外科	伊勢市神田久志本町 1539 番地 6
かんだ小児科	伊勢市宮後 3 丁目 2 番 10 号
木村クリニック	伊勢市船江 1 丁目 2 番 38 号
久保内科診療所	伊勢市一之木 3 丁目 5 番 13 号
外宮の杜クリニック	伊勢市岡本 3 丁目 14 番 17 号
小林胃腸科内科	伊勢市馬瀬町 1007 番地
清水内科	伊勢市神田久志本町 1648 番地
鈴木小児科クリニック	伊勢市岩淵 2 丁目 8 番 38 号
高見内科	伊勢市岡本 1 丁目 4 番 28 号
宅間内科	伊勢市船江 3 丁目 6 番 18 号
玉石産婦人科	伊勢市御薊町長屋 2049 番地
堤内科クリニック	伊勢市西豊浜町 87 番地
でぐち内科クリニック	伊勢市二見町荘 2141 番地
寺田クリニック	伊勢市小木町 260 番地 1
寺田外科医院	伊勢市一志町 3 番 13 号
寺田産婦人科	伊勢市小木町 185 番地 1
寺村内科クリニック	伊勢市中之町 72 番地 1
ときわまちかどクリニック	伊勢市常磐 2 丁目 9 番 21 号
徳田ファミリークリニック	伊勢市倭町 132 番地
なかむらクリニック	伊勢市一之木 4 丁目 1 番 41 号
ながや内科クリニック	伊勢市船江 3 丁目 3 番 9 号
西山医院	伊勢市宇治浦田 2 丁目 4 番 74 号
西山クリニック	伊勢市一之木 2 丁目 11 番 18 号
ハートクリニック福井	伊勢市御薊町長屋 1997 番地 1

橋上内科皮膚泌尿器科医院	伊勢市岩淵 2 丁目 2 番 3 号
畠中医院	伊勢市大湊町 862 番地
はまぐち内科クリニック	伊勢市上地町 4210 番地 3
東谷医院	伊勢市神久 5 丁目 7 番 56 号
東山胃腸科内科	伊勢市小俣町元町 1159 番地 2
藤井整形外科クリニック	伊勢市楠部町乙 139 番地 2
ふじわらクリニック	伊勢市常磐 1 丁目 15 番 10 号
堀胃腸科医院	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 1 号
ほりぐち内科ハートクリニック	伊勢市小俣町元町 496 番地
松葉内科	伊勢市本町 5 番 13 号
まつもとクリニック	伊勢市黒瀬町 1215 番地
宮村医院	伊勢市河崎 1 丁目 4 番 30 号
村松有滝診療所	伊勢市村松町 3294 番地 15
森本内科・循環器科	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 2 号
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77 番地
やまなかこどもクリニック	伊勢市小俣町相合 480 番地
やまむら内科内視鏡クリニック	伊勢市一之木 4 丁目 2 番 44 号
山本医院	伊勢市二見町溝口 401 番地 1
山本内科クリニック	伊勢市津村町 792 番地 1
よこやま皮膚科クリニック	伊勢市宮町 1 丁目 3 番 24 号
由井医院	伊勢市岩淵 2 丁目 7 番 12 号
和気ペインクリニック	伊勢市岩淵 2 丁目 2 番 18 号

5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者は、次に掲げる者とします。

ア 明らかな発熱を呈している者

- イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ウ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - エ 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
 - オ 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - カ B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
 - キ ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
 - ク 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）及び带状疱疹に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
 - ケ アからクまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- (2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者は、次に掲げる者とします。
- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
 - イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹

- 等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ウ 過去にけいれんの既往のある者
- エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者
- キ 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- ク ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

(3) 接種後の注意事項

- ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。
- イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。
- ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに伊勢市健康福祉部健康課に連絡すること。

伊勢市公告第 27 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、豊浜東まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 中 村 裕 紀

変更後 堤 原 増 彦

伊勢市公告第 28 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方についてに関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 7 年 5 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 案の題名

伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方について

2 案の公告日

令和 7 年 3 月 31 日

3 提出された意見

別紙のとおり

4 提出された意見に対する市の考え方

別紙のとおり

5 案の修正内容

なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部観光振興課に備え置いて縦覧に供します。

正 誤

令和 7 年 5 月 7 日第 468 号に掲載しました令和 7 年 4 月 30 日伊勢市告示
第 103 号（令和 7 年 3 月末財政状況の公表について）

ページ	行	誤	正
46	23	4, 109, 237. 49 m ²	4, 117, 366. 88 m ²
	24	408, 774. 33 m ²	411, 127. 74 m ²